

( 資料 1 )

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」

(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)(抄)

**その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等**

全体の取組状況について、行政改革推進本部によるフォローアップを実施する。

**(別紙) 各法人等について講ずべき措置**

**【日本学生支援機構】**

中期目標管理型の法人とする。

財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。

現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成 26 年夏までに結論を得る。